

6月中に現況届の提出を！ 児童手当の手続きをお忘れなく

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451 各総合支所市民福祉課(福祉課)

6月中に必ず現況届の提出を

児童手当を受給している人に、6月上旬に「現況届」を送付します。現況届は毎年6月1日の状況を届け出ることによって、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。

提出がなければ6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず期限までに提出してください。

提出物 現況届(記載内容に誤りがあれば、修正の上、提出してください)

※その他、必要に応じて添付書類を提出していただく場合があります。詳しくは、同封の案内文書・記入例をご覧ください。

提出期限 6月30日(水)

対象・支給額など

児童手当は、子育て世帯の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長のため、中学3年生までの子どもを養育している保護者に手当を支給する制度です。児童手当を受けるためには、津市への申請が必要です。ただし、公務員は勤務先での申請となります。

対象 中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

支給時期 原則として、6月・10月・翌年2月にそれぞれの前月分までの4カ月分を支給

申請場所 こども支援課
または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所
※アストプラザオフィス、久居アルスプラザでは受け付けできません。



支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童		児童手当 (所得制限限度額未満の人)	特例給付 (所得制限限度額以上の人)
3歳未満		1万5,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・2子	1万円	
	第3子以降	1万5,000円	
中学生		1万円	

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人以上	1人につき38万円を 加算した額	—

※所得には老人扶養や医療費控除など一定の控除があります。

変更があったときは届け出を

次のような場合は、事由の発生した日の翌日から15日以内に必ず届け出をしてください。

- 他の市区町村に住所が変わるとき
- 子どもが生まれた場合など、児童の数に変更が生じたとき
- 児童を養育しなくなったとき
- 婚姻などで生計の中心者が変わったとき
- 公務員になったとき

- 単身赴任などで児童と別居することになったとき
 - 受給者が死亡したとき
- ※新たに児童手当を受けられる場合や支給額が増額になる場合、申請が遅れると申請をしなかった月分の手当を受給することができません。

